第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　第四十二条（第三十条の三十第二項（第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項の下欄に掲げる事務の処理に関し外務省が提供を受けた本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第四十三条（第二号ト（当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十一条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

別表第一中「第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三」に改める。

別表第一の十六の項中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表の十八の項の次に次のように加える。

十八の二　日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十九の項中「若しくは同法第百十二条第一項」を「、同法第百十二条第一項」に改め、「実施」の下に「若しくは同法附則第十九条の二第二項の一時金の支給」を加え、同表の三十の項中「による司法試験」の下に「又は司法試験予備試験」を加え、同表の四十の項中「又は同法第二十条第三項」を「、同法第二十条第三項」に、「若しくは第二十一条第三項の許可」を「、第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消し」に改め、同表中四十の四の項を四十の五の項とし、四十の三の項を四十の四の項とし、四十の二の項の次に次のように加える。

四十の三　出入国在留管理庁	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十一の項中「又は同法」の下に「第十六条若しくは」を加え、同表の四十二の項中「退職等年金給付」の下に「若しくは同法附則第十三条の二第二項の一時金」を加え、同表の四十八の項中「若しくは同条第二項の退職等年金給付若しくは同法」を「、同条第二項の退職等年金給付若しくは同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の一時金の支給若しくは私立学校教職員共済法」に改め、同表の五十七の二十二の項中「免許」の下に「又は同法第五条の二の管理栄養士国家試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の三十二の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の三十三　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第二項に規定する指定試験機関	調理師法による同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十四　厚生労働省又は調理師法第八条の三第二項に規定する団体	調理師法による同法第八条の三第一項の審査に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十五　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第二項に規定する指定試験機関	製菓衛生師法による同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十七の三十六　厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十七　厚生労働省又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項に規定する指定試験機関	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による同法第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十八　厚生労働省又は理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の三第一項に規定する指定登録機関	理容師法による同法第二条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十九　厚生労働省又は理容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関	理容師法による同法第三条第一項の理容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四十　厚生労働省又は美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第五条の三第一項に規定する指定登録機関	美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四十一　厚生労働省又は美容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関	美容師法による同法第四条第一項の美容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四十二　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の二第一項に規定する指定試験機関	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の二十一の項を五十七の三十一の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十の項までを十項ずつ繰り下げ、五十七の十七の項を五十七の二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の二十七　厚生労働省又は柔道整復師法第十三条の三第一項に規定する指定試験機関	柔道整復師法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の十六の項中「（昭和二十二年法律第二百十七号）」を削り、同項を同表の五十七の二十五の項とし、同表中五十七の十五の項を五十七の二十二の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の二十三　厚生労働省又は言語聴覚士法第三十六条第一項に規定する指定試験機関	言語聴覚士法による同法第二十九条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二十四　厚生労働省又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項に規定する指定試験機関	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの